

第134号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年
島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号の表第1号中「第2条第1項第1号から第6号まで及び
第8号」を「第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号」に改め、同表第
2号中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に改め、同表備考4
及び5中「及び第11条の5」を「、第11条の5及び第12条」に改め、同条第2
項第2号中「第2条第1項第7号及び第8号」を「第2条第1項第4号及び第
5号」に改める。

第5条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項第1号」に、「同項」を
「同項第1号」に改め、同項第2号中「次条各号に掲げる」を「次項に定め
る」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第13条第1項ただし書」に改
め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容
される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、別表に掲げる地域
とする。

第5条に次の1項を加える。

4 法第2条第1項第4号の営業(まあじゃん屋を除く。)は、前3項の規定
にかかわらず、第1項各号に定める日における当該各号に定める地域及び第
2項に定める地域においては、午前零時から午前1時までの時間においてこ
れを営んではならない。

第5条の2及び第5条の3を削る。

第6条第1項中「第15条(」の次に「法第31条の23及び」を加え、同項の表

備考1中「日出時から日没時まで」を「午前6時後午後6時前」に改め、同表備考2中「日没時から翌日の午前零時まで」を「午後6時から翌日の午前零時前」に改め、同表備考3中「日出時」を「午前6時」に、「第12条」を「第16条」に改める。

第7条第1項第2号中「営業用家屋等（風俗営業の用に供する家屋又は施設をいう。次号において同じ。）」を「営業所」に改め、同項第3号中「営業用家屋等」を「営業所」に改め、同条第2項中「第2条第1項第7号又は第8号」を「第2条第1項第4号又は第5号」に改め、同項第1号中「とばく類似行為」を「賭博類似行為」に改め、同条第3項中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第4号」に、「第11条」を「第15条」に改める。

第8条を次のように改める。

（法第2条第1項第5号の営業に係る営業所への年少者の立入制限）

第8条 法第22条第2項の規定により、法第2条第1項第5号の営業を営む者は、午後6時から午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならないものとする。

第11条及び第11条の7中「日出時」を「午前6時」に改める。

第13条を第17条とする。

第12条中「第2条第11項第3号」を「第2条第13項第4号」に改め、同条を第16条とする。

第11条の8の次に次の4条を加える。

（特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域）

第12条 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、別表に掲げる地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から40メートル以内の地域以外の地域とする。

(1) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）

(2) 病院

(3) 診療所

(特定遊興飲食店営業の営業時間の制限)

第13条 特定遊興飲食店営業は、島根県の区域においては、午前5時から午前6時までの時間においてこれを営んではならない。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第14条 第7条第1項(第3号を除く。)及び第2項の規定は、特定遊興飲食店営業者について準用する。

(風俗環境保全協議会を置く地域)

第15条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条、第12条、第15条関係)

- 1 松江市和多見町、寺町、伊勢宮町及び朝日町の区域
- 2 松江市末次本町、東本町一丁目、東本町二丁目及び東本町三丁目の区域
- 3 出雲市今市町の区域のうち、市道高瀬川右岸線、市道若葉町元町線、市道上町扇町線及び市道今市21号線で囲まれた区域並びに市道上町扇町線、市道若葉町元町線、市道有原東町線及び市道四絡222号線で囲まれた区域

(警察に関する手数料条例の一部改正)

第2条 警察に関する手数料条例(平成12年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第7条」を「第8条」に改める。

別表第1の13の4の項の次に次のように加える。

| | | |
|--|-----------------------|---------------|
| 13の5 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の22の規定に基 | 1 3月以内の期間を 限って営む営業 | 1件につき 14,000円 |
| | 2 その他の営業 | 1件につき 24,000円 |

| | | |
|--|------------------------|---|
| <p>づく特定遊興飲食店 営業の許可を受けよ うとする者</p> | | |
| <p>13の6 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の23において準 用する同法第5条第 4項の規定に基づく 許可証の再交付又は 同法第31条の23にお いて準用する同法第 9条第4項の規定に 基づく許可証の書換 えを受けようとする 者</p> | <p>1 再交付 2 書換え</p> | <p>1 件につき 1,100円 1 件につき 1,400円</p> |
| <p>13の7 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条第 1項の規定に基づく 特定遊興飲食店営業 の相続に係る承認を 受けようとする者</p> | | <p>1 件につき 8,600円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条第1 項の規定に基づく承認 を受けようとする場合 における当該他の同項 の規定に基づく承認に あつては、3,800円)</p> |

| | |
|--|--|
| <p>13の8 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条の 2第1項の規定に基 づく特定遊興飲食店 営業者たる法人の合 併に係る承認を受け ようとする者</p> | <p>1件につき 11,000円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条の2 第1項の規定に基づく 承認を受けようとする 場合における当該他の 同項の規定に基づく承 認にあっては、3,300 円)</p> |
| <p>13の9 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律 (以下この項におい て「法」という。) 第31条の23において 準用する法第7条の 3第1項の規定に基 づく特定遊興飲食店 営業者たる法人の分 割に係る承認を受け ようとする者</p> | <p>1件につき 11,000円 (当該承認を受けよう とする者が同時に他の 法第31条の23において 準用する法第7条の3 第1項の規定に基づく 承認を受けようとする 場合における当該他の 同項の規定に基づく承 認にあっては、3,300 円)</p> |
| <p>13の10 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第</p> | <p>1件につき 9,900円</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>31条の23において準用する同法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認を受けようとする者</p> | | |
| <p>13の11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定を受けようとする者</p> | | <p>1件につき 13,000円 （当該認定を受けようとする者が同時に他の法第31条の23において準用する法第10条の2第1項の規定に基づく認定を受けようとする場合における当該他の同項の規定に基づく認定にあっては、10,000円）</p> |
| <p>13の12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第10条の2第5項の規定に基づく特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付を受けようとする者</p> | | <p>1件につき 1,100円</p> |

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の許可を受けようとする者が、改正法の施行前においても行うことができることとされた同項の規定による申請を行う場合には、この条例の施行前においても第2条の規定による改正後の警察に関する手数料条例別表第1の13の5の項及び同表備考5の規定の例により手数料を納付しなければならない。